

前橋市営住宅管理条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(入居手続) 第13条 省略</p> <p>2 前項の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。 <u>(1) 請書を提出すること。</u></p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>3 市営住宅に入居を許可された者が、やむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、市長が別に指示する期間内に同項に規定する手続をしなければならない。</p> <p>4 市長は、市営住宅の入居決定者が前2項に規定する期間内に第2項の手続をしないときは、市営住宅の入居の許可を取り消すことができる。</p> <p>(敷金) 第23条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。</u></p> <p>4 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</u></p> <p>5 省略 (住宅の明渡請求)</p> <p>第43条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当</p>	<p>(入居手続) 第13条 省略</p> <p>2 前項の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。 <u>(1) 県内に居住し独立の生計を営み、市長が適当と認める連帯保証人1人の連署する請書を提出すること。</u></p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>3 市営住宅に入居を許可した者が、やむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、市長が別に指示する期間内に同項に規定する手続をしなければならない。</p> <p>4 <u>市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第2項第1号の請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u></p> <p>5 市長は、市営住宅の入居決定者が第2項又は前項に規定する期間内に第2項の手続をしないときは、市営住宅の入居の許可を取り消すことができる。</p> <p>(敷金) 第23条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</u></p> <p>4 省略 (住宅の明渡請求)</p> <p>第43条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額</p>

する額以下の金銭を徴収することができる。
4～6 省略
(保証金)
第59条 省略
2 省略
3 第23条第3項から第5項までの規定は、第1項に規定する保証金について準用する。この場合において、これらの規定中「敷金」とあるのは「保証金」と、同条第3項及び第4項中「入居者」とあるのは「使用者」と、同項中「住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

以下の金銭を徴収することができる。
4～6 省略
(保証金)
第59条 省略
2 省略
3 第23条第3項及び第4項の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。この場合において、「敷金」とあるのは「保証金」と読み替え、第23条第3項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。